

業務再点検結果報告

部署名	地域第九課(苫小牧)
部署の業務内容	水田・畑作経営安定対策の推進、米の生産調整、備蓄運営などを通じた食糧の安定供給、JAS法・牛トレ法に基づく監視・指導等の食の安全及び消費者の信頼確保等

1.基本的視点に関する点検

項目		対応	点検結果の概要	
基本的視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	①苫小牧庁舎(苫小牧統計・情報センター、地域第九課)さわやか行政サービス推進委員会を設置し、窓口・施設・公共サービスの点検を行い改善を図っている。(来庁者、職員へのアンケート調査を実施) また、経営所得安定対策、準備金等の説明会、JAS法の説明会、食育フォーラムの開催、消費生活展等へのブース出展、MA米の適正流通に係る立会や販売前のカビ・カビ毒チェック業務等時間外、土曜、日曜、祝日も可能な限り対応している。 ②来庁者のアンケートでは「適切」との回答を得ている。 ③平成19年6月に「ミートホープ事件」が、ここで発生し、その対応の不十分さが指摘された。それを教訓に「食品表示110番対応マニュアルの徹底」や「関係機関との連携」等改善・強化が図られた。 ④食品表示110番対応マニュアル、消費者相談マニュアル、食品による薬物中毒事案の再発防止策、公益通報に関するガイドライン等によりルール化されている。 ⑦本省・本所主催の各種説明会等への参加の要請をするとともに、地域課段階では水田・畑作経営所得安定対策、農業経営基盤強化準備金制度、JAS法に係る説明会、食育ファームの開催等を実施している。 ⑧地域課段階で開催している説明会等で出された意見・要望等については、概要とともに上部へ報告している。 ⑨現場段階で答えられないものは、本所から回答を得て質問者に返しているので一定の評価は得ていると思われる。 ⑩本省、本所主催の説明会、意見交換会は適切な時期に開催されており、出された意見・要望等は上部で精査・検討されていると思われる。また、地域課段階でも必要に応じ開催し、概要については上部に報告している。 ⑭水田・畑作経営所得安定対策業務、保管管理業務・MA米に係る飼料工場への立会・カビ、カビ毒チェック業務、食品表示監視業務、牛管理者・牛肉販売業者等に対する立ち入り調査、登録検査機関への監視・指導業務等がある。 ⑮消費者庁の設置の動きなど、政府全体としても、また、農水省としても生産者から消費者へ軸足を回していることを認識している。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項目	対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	①牛トレ法に基づく、生産・流通段階における調査・指導業務、農・畜・水産物の安全対策業務、農産物の残留農薬や有害物質の調査業務、JAS法に基づく食品表示等に関する調査・指導業務、主要食糧の集荷・買入・運送・保管業務、MA米等の適正流通の確保に係る業務・カビ、カビ毒チェック業務、食品表示110番や消費者相談等に対する対応業務、毒物混入や鳥インフルエンザ発生時の対応業務等がある。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	②③発生後牛トレ法に基づく、生産・流通段階における調査・指導業務等が導入された。 生産・流通段階における立入調査の進捗状況を検証しながら、次年度の計画を立てている。 また、牛トレ担当のレベルアップを図るため様々な会議・研修が行われているとともに、立入検査の手法等も見直しも行われている。 ④農水省の職員として「食」に携わっている以上、国民の健康を守ることが何より重要と言う意識を持つことは当然である。 ⑤未然防止の観点からは鳥インフルエンザ対策、毒物混入対策等の緊急連絡網の作成、対応マニュアルの改正等も行われている。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われていると言えるか(産業振興サイドに偏っていないと言えるか)。	○	
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	⑥⑦⑧牛トレ関係では個体識別番号の照合やDNA鑑定等に基づいて確認しているし、残留農薬や有機農産物についてはサンプルとして買上げ、消費技術センター等へ分析依頼し、その結果で様々な対応をしている。また、食品表示関係は根拠となる納品書等で確認している。 牛トレ法に基づく、生産・流通段階やJAS法に基づく食品表示等に関する調査・指導業務等においては、中間卸売業者等に対する遡及調査も実施している。 ⑩関係機関とは、「ミートホープ事件」を踏まえ、支庁、保健所等と情報交換会議(昨年4月から食品表示監視協議会へ変更)を設置し、情報の共有化と連携を強めている。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	⑫地域課段階では前述のとおり多くの食の安全に関する業務があり、職員が毎年減少する中では一つの部門だけの業務をこなせばよいという状況にはなく、多くの業務について課全体で取組んでおり、食の安全に関する意識は共通の認識となっている。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	